

兵庫県  
保険医協会

# 加古川 高砂支部 ニュース

No. 208

2010年5月5日

兵庫県保険医協会 加古川・高砂支部

(連絡先) 神戸市中央区海岸通一丁目二一三二

神戸フコク生命海岸通ビル五階

電話 〇七八一三九三一八〇(代)

(代)

## 『実質的にはマイナス改定!』

### 診療報酬改定研究会(加古川会場)に117人が参加

加古川・高砂支部は、3月27日、加古川市勤労会館で、医科・診療所対象の「2010年度診療報酬改定研究会」を開催。医師や医療事務スタッフなど117人が参加。西村正二副支部長、佐々木一幹事が講師を務めた。

2010年度診療報酬改定の特徴は次の通り。

① 医療構造改革による連続4回の診療報酬マイナス改定を経て、10年ぶりのプラス改定となったが、後発医薬品のある先発品の追加引き下げもあり、全体の引き上げ率は実質0.03%(約100

億円)程度にとどまった。

② 医科本体はプラス1.74%(約4800億円)の引き上げとなったが、「医療崩壊」といわれる救急、産科、小児科等の医療の再建、病院勤務医の負担軽減が重点課題とされ、とりわけ急性期入院に重点配分された。

③ 病院の役割分担(「急性期」→「亜急性期・回復期」→「慢性期・在宅」)、早期退院を促し、在宅移行への流れが強化された。  
④ 医科外来が0.31%(約400億円)の引き上げにとどまり、財源捻出のために医科診療所の再診料引き

下げなど、診療所から病院への財源移転が行われた。

⑤ 2012年度の診療報酬・介護報酬の同時改定を睨み、急性期医療は医療保険で、慢性期医療は可能な限り介護保険にシフトするという方向性という方向性が打ち出された。

研究会では、冒頭の情勢報告で岡部桂一郎支部長が、「医療費総枠を拡大する方向に政治が向いてきた」と評価する一方、「実質的には多くの医療機関でマイナスであり、公約違反。このままでは医療崩壊を止められない、診療報酬の抜本的な引き上げが必要である」と指摘し、医療改善署名への協力を訴えた。

また、『診療報酬の再改定をただちに実施し大幅に引き上げること、患者負担を軽減すること』を求め、決議を採択した。

参加者からは、再診料に新設された休日・夜間の救急病変時において原則電話が求められる「地域医療貢献加算」や、レセプト電子請求を行う医療機関への「明細書発行」義務付けに対して不安の声が多く寄せられた。

一方、歯科では、診療報酬本体が2.09%の引き上げとなったが、歯科医療の危機を打開するには10%以上の引き上げが不可欠である。また、初・再診料が引き上げられたが、その一方でスタディモデルの包括や歯科疾患管理料の評価が引き下げられるなど、医学的にも根拠のない包括が前回に引き続き強行された。

保険医協会では、今次改定の不合理は正も含め、引き続き診療報酬改善運動に取り組んでいく。



「明細書発行」義務化について不安の声も出された

**2010年度診療報酬改定特集****個別の診療報酬の算定項目の分かる「明細書発行」の義務化について****「明細書発行」に関するQ&A**

Q1 レセプト電子請求を行っている診療所の場合、明細書の無料発行義務化はいつからか。

A1 レセプト電子請求をすでに行っている診療所であっても、「明細書」の無料発行の義務化は、内科診療所は2010年7月1日から、歯科診療所は2011年4月1日からです。

Q2 乳幼児医療など窓口負担が700円で月2回までの患者は3回日から一部負担金が発生しないが、3回日以降も明細書を発行しなければならないのか。

A2 乳幼児医療やその他公費負担医療などで一部負担金が発生しない患者については、「明細書」を発行する義務はありません。

Q3 患者から「明細書」が不要である旨申し出があった場合でも、「明細書」を発行しなければならないのか。

A3 患者から不要である旨の申し出があった場合は、「明細書」を発行しなくてもよいとされています。

Q4 レセプトを紙で請求している診療所で、患者の希望により「明細書」を発行した場合、実費徴収することはできるのか。

A4 実費徴収は可能ですが、発行費用等について院内掲示していく必要があります。

Q5 レセプトを紙で請求している医療機関は、「明細書」を発行しない旨を地方厚生局長等へ届け出る必要はありますか。

A5 届出の必要はありません。

Q6 生活習慣病管理料や小児科外来診療料など投薬や処置などが包括されている場合であっても、「明細書」に記載する必要があるのか。

A6 記載の必要はありません。例えば、生活習慣病管理料を算定している場合は、「明細書」の「医学管理」の区分で、「生活習慣病管理料」と記載することで差し支えありません。

今次診療報酬改定で「療養担当規則」が変更されたことに伴い、レセプト電子請求を行っている医療機関は、正当な理由がない限り、領収書の発行の都度、個別の診療報酬の算定項目の分かる「明細書」を無料で発行することが義務化されました。

**＜義務化となる医療機関＞**

レセプトを電子請求(オンライン請求またはFDなどの電子媒体請求)している医療機関が対象です。

**＜義務化の開始時期＞**

内科診療所は2010年7月1日から、歯科診療所は2011年4月1日から義務化となります(病院は2010年4月1日から義務化されています)。

**＜義務化免除となる「正当な理由」＞**

下記に該当する医療機関は、電子請求を行っていても義務化免除になりますが、事前に地方厚生局長に届け出る必要があります。ただし、患者から発行を求められた場合には、「明細書」を発行しなければなりません。実費徴収は認められています。

①明細書発行機能が付与されていないレセプトコンピューターを使用している場合

②自動入金機を使用しており、明細書発行を行おうとした場合に自動入金機の改修が必要な場合

**＜紙レセプトで請求している医療機関＞**

レセプト電子請求の免除・猶予により紙レセプトで請求している医療機関(手書き医療機関も含む)は、「明細書」の発行義務はありません。

**＜院内掲示＞**

明細書発行が義務化される医療機関、「正当な理由」により免除される医療機関、紙レセプトで請求し義務化を猶予・免除されている医療機関ともその旨を院内掲示する必要があります。

**＜明細書発行体制等加算＞**

電子請求を行っている診療所は、地方厚生局長等へ届け出ることによって、「明細書発行体制等加算」(再診料に1点加算)を算定することができます。4月から当該加算を算定している場合は、4月から院内掲示が必要です。